

科目名 ＜英語表記＞	行政活動と法 Administrative Law	科目ナンバー		授業形態
		JAEPU8803		講義
担当者	重本 達哉	開講期	単位数	必修・選択
		前期	2	必修

1. 科目の主題

この講義では、憲法・民法・刑法などの基礎を修得した者を対象として、行政法上の理論・制度を、特に、「法律による行政の原理」その他行政法の基本原理・一般原則と、それらに基づいて行われるべき行政活動の代表的な類型である「行政行為」その他の行為形式の定義・意義・分類・基本的要件・主な手続などについて、近時の判例・学説の展開を踏まえつつ説明する（その余の部分は、「公法総合演習Ⅱ」で取り扱う）。

2. 到達目標

1. 及び3. のみならず、当然に4. を含む一連の作業を通じて、行政（作用）法総論と称される上記の理論・制度の基本構造を理解し、個別行政過程の法的仕組みを分析するための基礎的能力を身に付けること。すなわち、どのような行政活動がどのような理由で違法又は適法と評価されるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できるようになること（延いては、どのような行政活動がどのような要件・手続の下で法定されるべきかについて、それらの関係法令に基づいて検討できるようになること）。

3. 授業内容・授業計画

原則として、科目担当者が作成した資料に沿って行われる通常の講義形式を採用する予定である。しかし、下記の授業計画を旨としつつ、多くの設例&設問・主要な判例を素材とする質疑応答・議論などを適宜交えることで、受講者の理解を深めるように常に努めることとする。

(1) 行政法序論

行政法の特質・意義、行政法の分類並びに行政活動の主体・組織（と私人）について検討する。

(2) 行政法の基本原理——法律による行政の原理（を中心とする法治主義）

特に、法律の留保について検討する。法律と条例の関係及び行政組織における権限分配のあり方についてもごく簡単に扱う。

〈主要な関連判例〉徳島市公安条例事件(1-2)、宮崎市自動車一斉交通検問事件(9-2)、浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件(9-5)

(3) 信頼保護その他の行政法の基本原理

行政裁量・行政手続についても予め概括的に検討する。

〈主要な関連判例〉宜野座村工場誘致政策変更事件(9-3)、マクリーン事件(4-4)、神戸全税関事件(4-2)、成田新法事件(3-7)

(4) 比例原則・平等原則その他の行政法の一般原則、行政活動の形式1——行政基準（行政立法）①

特に、法規命令について検討する。法律と条例の関係についても補足する。

〈主要な関連判例〉山形県余目町個室付浴場業事件(4-3)、旧高根町給水条例事件(1-8)、サーベル登録拒否事件(1-4)、医薬品ネット販売権確認等請求事件(1-10)

(5) 行政活動の形式2——行政基準（行政立法）②・行政行為①

行政規則、それから、行政行為の概念について検討する。

〈主要な関連判例〉北海道パチンコ店営業停止事件最三小判平成27年3月3日民集69巻2号143頁、墓地埋葬通達事件(1-1)

(6) 行政活動の形式 3——行政行為②

行政行為の分類（特に、許可と特許の区別）・附款について検討する。行政組織の内部行為などについてもごく簡単に扱う。

〈主要な関連判例〉武蔵野市住民票続柄記載行為事件(18-10)、松任市一般廃棄物収集・運搬業不許可事件(8-4)

(7) 行政活動の形式 4——行政行為③

行政行為の効力・瑕疵について検討する。

〈主要な関連判例〉岡山スピード違反公訴提起事件(2-5)、ネズミ講課税処分事件(2-8)、東京都建築安全条例事件(2-9)

(8) 行政活動の形式 5——行政行為④

行政行為の職権取消し・撤回について検討する。

〈主要な関連判例〉秋田県農地買収令書全部取消事件(2-1)、菊田医師事件(2-4)、東京都中央卸売市場事件(20-3)

(9) 行政活動の形式 6——行政行為⑤

特に、行政裁量に基づく行政行為の司法審査について検討する。行政計画についてもごく簡単に扱う。

〈主要な関連判例〉小田急訴訟本案判決最一小判平成 18 年 11 月 2 日民集 60 卷 9 号 3249 頁、呉市施設使用不許可事件(4-8)、伊方原発訴訟(4-5)

(10) 小括——行政処分（行政行為）の違法

特に、実体的違法事由について検討する。個別法の解釈の仕方についても併せて検討する。

〈主要な関連判例〉静岡県パチンコ店営業許可連続取消事件(8-1)、ストロングライフ事件(8-2)

(11) 行政活動の形式 7——行政行為⑥

行政手続法上の行政処分手続、手続的違法事由と行政行為の取消しの関係について検討する。

〈主要な関連判例〉一般旅券発給拒否処分事件(3-6)、一級建築士免許取消処分基準事件(3-9)、個人タクシー事件(3-1)、群馬中央バス事件(3-3)

(12) 行政活動の形式 8——行政指導・行政契約

行政制裁についても予めごく簡単に扱う。

〈主要な関連判例〉武蔵野市水道法違反事件(5-3)、武蔵野市教育施設負担金事件(5-4)、品川区マンション事件(5-2)、旧福岡町公害防止協定事件(9-8)

(13) 行政活動の一般的制度 1——行政と情報

行政調査・届出・情報公開・個人情報保護について主に検討する。

〈主要な関連判例〉荒川民商事件(6-2)、所持品検査事件(6-3)、川崎民商事件(6-1)

(14) 行政活動の一般的制度 2——行政上の義務履行確保、まとめ

行政上の強制執行・交通反則金その他の行政制裁・司法的執行の可否について主に検討する。

〈主要な関連判例〉茨木市職員組合事務所明渡請求事件(7-1)、大阪府交通反則金通告取消訴訟(7-2)、宝塚市パチンコ店等規制条例事件(7-4)

(15) 期末試験

※1 判例番号は、稲葉馨ほか編・後掲『ケースブック行政法【第 5 版】』のものを指す。また、判例の搭載順は、おおよその検討順序を示すものである。

※2 この授業と「公法総合演習Ⅱ」の両者によって、行政法のコアカリキュラム（共通的到達目標モデル〔第二次修正案〕：<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/pdf/gyosei02.pdf>）の項目全てに対応している。

4. 事前・事後学習の内容

受講者は、事前に配布される上記資料を熟読した上で、当該資料に掲載されている設例&設問（特に後者）の解答を事前に準備すると共に、講義で取り扱われることが予定されている上記判例の事実・判旨を説明できるように事前に十分努めておかなければならない。

また、講義後には、理解が不十分であった論点・設問を中心に、5. 又は科目担当者、司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して知識の定着及び文章化を図るべく、十分努めなければならない。

5. 教材

【教科書】

中原茂樹『基本行政法〔第3版〕』（日本評論社、2018年3月出版予定）

※1 出版が開講時期に間に合わない場合には、旧版〔第2版〕を使用する予定。

※2 本書は、今年度後期の「公法総合演習Ⅱ」でも教科書として取り扱う予定である。

【判例集】

稲葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第6版〕』（弘文堂、2018年3月出版予定）など

【参考書】

芝池義一『行政法読本〔第4版〕』（有斐閣、2016年）

大橋洋一『社会とつながる行政法入門』（有斐閣、2017年）

曾和俊文『行政法総論を学ぶ』（有斐閣、2014年）

宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第6版〕』（有斐閣、2017年）

土田伸也『基礎演習行政法〔第2版〕』（日本評論社、2016年）など

6. 評価方法

絶対評価・相対評価

講義における質問又は議論への参加状況について20%、期末試験について80%の割合で評価する。

7. 受講生へのコメント

行政法は1つの法律を中心に学習すれば事足りる分野ではないので、学習中に自分が行政法のどこを学習しているのか迷ってしまう者が少なくない。したがって、その都度本シラバス（特に3.）を振り返って、自分の立ち位置を確認して欲しい。なお、上記資料は（したがって、3.も）、体系的及び憲法学との接合を重視して、【教科書】の説明順序とは大きく異なる部分があることに注意して欲しい（上記資料の教科書該当頁については、適宜明示する予定である）。